

集団自衛権の基準 明確に

——公明党は与党にいながら、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈見直しに貫して慎重姿勢を示している。

「政府は少なくとも40年以上、集団的自衛権行使が禁止されるという国会答弁を繰り返してきました。この重みがあり、政府解釈は尊重するべきです。本来、憲法解釈を変えるなら、憲法改正手続きをとるべきでしょう。仮に政府解釈を見直すというのであれば、①従来の政府解釈との論理的な整合性をどう保つか、②残された憲法9条がどうい規範性を持つのか――といったことを明確にしていかなければいけません。

集団的自衛権行使の是非が最初に来ている今の議論のあり方には疑問を感じます。『我が国の安全保障上、こういう問題が出ている。対処するため自衛隊にこういう権限を持

公明党・北側一雄副代表



たせたい。そのために自衛隊法、周辺事態法のどこを改正したい』。そうなった時に初めて、政府解釈との適合性はどうなのか、という議論をするべきではないでしょうか。そもそも、集団的自衛権行使は、同盟国である米国などに攻撃があって、自衛隊がその国を守るために出ていくことがあります。よく議論されている公海上の米艦船への攻撃などの問題は、集団的自衛権の問題なのだろうか、というのが率直な印象です。

日本安全保障条約の下で米

シーレーン(海上交通路)が

米艦防護線引きあいまい

日本周辺の公海上にいる米艦の防護は、国会で繰り返し議論となってきた。

2007年5月15日の衆院安全保障委員会で、内閣法制局第1部長は、「米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力を行使する」とによって、当該米軍艦船へ

たせたい。そのため自衛隊は日本防衛の義務を負っており、朝鮮半島有事のような事態になれば自衛隊と緊密に連携して共同作戦をとります。そういう中で米艦が攻撃されれば、我が国に対する武力攻撃の開始だと評価できる場合があると思ってい

ます。自衛隊の艦船と米艦の距離が離れていても、日本防衛の役割を担っていて、なつかつ自衛隊との連携がある場合には、(個別の自衛権の行使として)防護するべきでしょ。

機雷除去は一種の広い警察権に関わる話だと思います。米国に向かうミサイルの迎撃も、事前に日米間で、危険な航行する場合に日本がそれを破壊していくことについて同意しているならば、警察権の行使としてやれると思います」

——政府・与党は限定容認を主張している。受け入れるところはできるか。

「集団的自衛権は日本への武力攻撃がないにもかかわらず、ある基準を設けて武力行使するわけだから、基準はほど明確でなければなりません。『放置すれば日本の安全に大きな影響が出る場合』といつた限定容認論の基準は、非常に不明確で、国会論戰に

堪えられないと思います。現時点では首相官邸と我々の考えは少し差があります。しかし、これまでの経験から言えば、しっかりと議論をすれば一致点は見いだせると思います。連立離脱など全く考えていません。

たまいで、この答弁の線引きは

あいまいで、非戦闘員を日本に輸送中の米艦や、海上自衛隊艦船が後方支援活動として給油に向かっていた米艦が攻撃を受けた場合には、見捨てることになりかねない。

これに関連し、阪田雅裕・元内閣法制局長官は著書の中で、「米艦が、我が国を防衛することを目的として自衛隊の艦船と海域の分担等を行いつつ警戒行動をとっていたような場合」は可能だと解説している。